

平成 20 年 5 月 23 日

各位

会社名 株式会社 平 和
代表者名 代表取締役社長 石橋 保彦
(コード番号 6412 東証第一部)
問合せ先 経営企画室長 坂本 浩之
(0 3 - 3 8 3 9 - 0 7 0 1)

取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 23 日開催の取締役会において、当社取締役に対するストックオプション報酬額及びその内容を決定することの承認を求める議案を、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 40 回定時株主総会に提案することの決議をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する理由

業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることを目的に、取締役の報酬額とは別枠で、年額 100 百万円を上限に、当社取締役に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 取締役の報酬等の額

当社取締役の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権 1 個当たりの公正価額に割当日において在任する取締役に割り当てる新株予約権の総数 (2,500 個以内) を乗じた額といたします。新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定いたします。なお、取締役の選任に関する第 2 号議案が原案どおり可決されますと、取締役の員数は 8 名となります。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は当社普通株式 100 株とし、新株予約権の行使により交付される株式の数は 250,000 株を上限とする。

ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

また、当社が新株予約権の割当日後、合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他付与株式数について調整を必要と認める場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

(2) 発行する新株予約権の総数

新株予約権 2,500 個を上限とする。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

行使価額は、新株予約権の割当日直前の 5 取引日各日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が割当日の終値（当日に終値がない場合には、その直近の終値）を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「払込金額」を「処分価額」と読み替えるものとする。

新株予約権の割当日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が株式交換もしくは株式移転を行う場合、または当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成23年7月1日から平成30年6月26日まで

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。

増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)のうち、当社取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人である者は、新株予約権行使時においても、当社取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職その他当社取締役

会で正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。

新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。

新株予約権の質入その他の処分は認めない。

その他の行使条件については、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定めることとする。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

新株予約権者が前記(7)の規定により新株予約権を行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、完全子会社となる株式交換契約承認の議案または株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社取締役会決議がなされたとき)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 組織再編行使の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

・ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

・ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(1)に準じて決定する。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（４）で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

・新株予約権の権利行使期間

前記（５）に定める新株予約権の権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記（５）に定める新株予約権の権利行使期間の末日までとする。

・新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記（６）に準じて決定する。

・新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「代表取締役」とする。）による承認を要する。

・新株予約権の行使条件

前記（７）に準じて決定する。

・新株予約権の取得事由及び条件

前記（８）に準じて決定する。

（１０）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

（１１）端数がある場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（１２）新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

以上